



スクールソーシャルワーク 実践スタンダード（第2版）

～スクールソーシャルワーカーのあるべき姿とは～

関西学院大学 人間福祉学部

馬場 幸子

はじめに

2008年に文部科学省スクールソーシャルワーカー活用事業が始まり15年が経過しました。また、初版「スクールソーシャルワーク実践スタンダード」（以下、「スタンダード」）を発行して7年近く経ちました。当初、初版「スタンダード」は“試用版”として発行し、3年をめどに改訂する予定で、初版「スタンダード」の中でもそう記述していました。しかし、想定よりも長い期間初版を使い続け、ようやくこの度、改訂版（第2版）を発行する運びとなりました。

この間、ソーシャルワークや教育の領域では、様々な変更が行われ、新たな法律や制度等も生まれました。また、児童福祉、教育のいずれの領域においても、より「子どもの権利」を重視した記述が多くみられるようになりました。

ソーシャルワーク領域での大きな変更には、ソーシャルワーク国際定義の改訂（2014年）と、それに伴うソーシャルワーカーの倫理綱領の改訂（2020年）があげられます。（日本社会福祉士会では、それに合わせて社会福祉士の倫理綱領を2020年に、行動規範を2021年に改訂しました。）

子どもの権利に関する事柄としては、2016年の児童福祉法改定が最も大きな変更でしょう。第1条に、「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」という語が加えられました。しかし、2019年3月に国連子どもの権利委員会から出された第4・5回勧告（総括所見）では、そのことを留意しつつも、まだ子どもの意見表明の権利が尊重されていないことへの指摘がありました。また、子どもの「生命・生存・発達の権利」に関わることとして、子どもの自殺の根本原因の調査および防止措置、ならびにSSWの配置も求められました。

2022年には「こども基本法」が成立、2023年に施行されました。この法



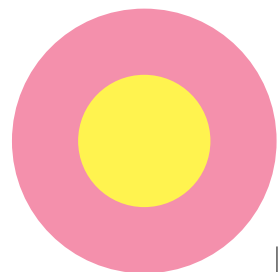
律は、「日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的」としてつくられたものです。

教育領域では、2018年に幼稚園から始まった新学習指導要領への移行が、2022年から高等学校を含めた全面実施となり、2022年12月には、生徒指導提要の改訂も行われました。改訂版生徒指導提要の中では、子どもの権利および子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）についても多く言及がなされています。

一方、2017年4月に発出された学校教育法施行規則の一部を改正する省令において、スクールソーシャルワーカー（SSW）は「職員」として「小学校において児童の福祉に関する支援に従事する」ことが明記されました。当初、準用規定により、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校、特別支援学校にも適用が可能とされていましたが、2021年には、幼稚園にも準用させることとなりました。

以上のような変更、新たな規定や法律の出現等は、SSWの働き方に影響を与えます。働き方だけではなく、もっと根本の、「何を大切にするのか」「どうあるべきか」の考え方にも影響を与えます。それゆえ、「スタンダード」に変更を加えることとしました。

しかし、「スタンダード」が、SSWがどのようにふるまうか、いわば「SSWの在り方」を示すものであることに変わりはなく、「スタンダード」の目的や、「スタンダード」が目指すものにも変わりはありません。



スクールソーシャルワーク実践スタンダード
には、

**SSW は
何を大切に
するのか**

**SSW は
どう行動
すべきか**

が書かれています。

「スタンダード」が目指すものは、

**SSW の
専門性の向上**

です。

SSWの皆さんへ

これを読んで自分の実践をふり返りましょう。また、自治体担当者と一緒に読み、今後のSSW活用事業の発展に向けた環境整備に役立てましょう。

SSWを活用している・活用してみたい と思っている皆さんへ

この冊子は、「SSWとは」や「SSWをどのように活用するのか」について書いたものではありません。文章の中に聞き慣れない言葉も出てくるかもしれません。ぜひ、ご自分の自治体のSSWと一緒に読んでみてください。そして、わからない所はSSWにお尋ねください。他の人に説明をすることで、SSWもまた、スクールソーシャルワーク実践についてより深く理解することができるようになることでしょう。

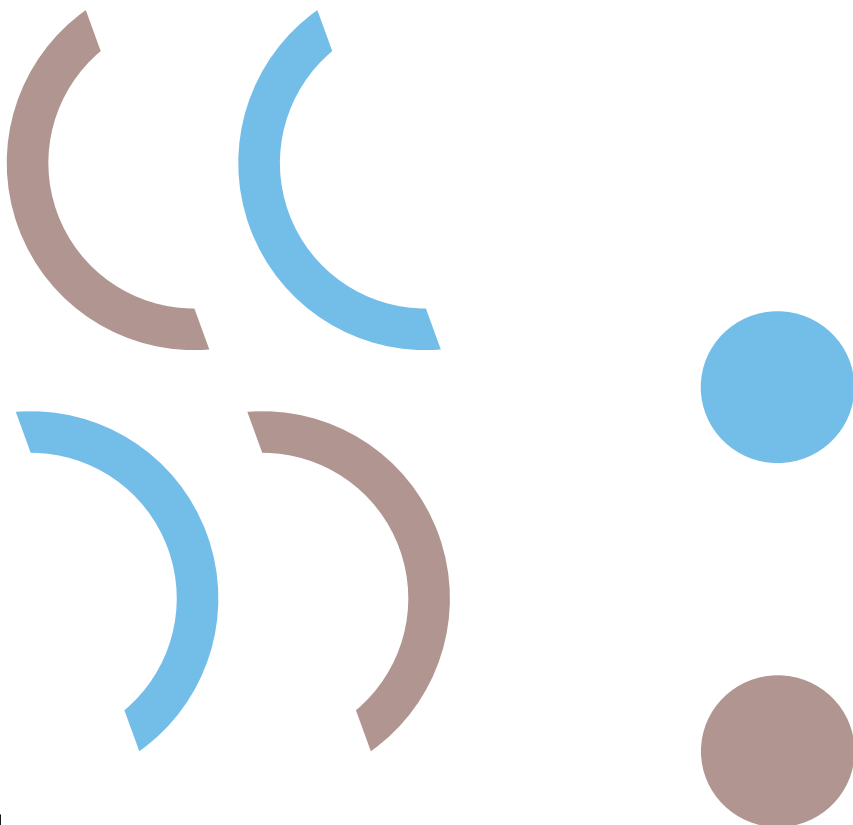


注)「スタンダード」は、主たる読者をSSWと想定して書かれています。また、SSWがソーシャルワークの基礎知識を持っていることを前提として書かれています。

スクールソーシャルワーク実践 スタンダードの目的

「スタンダード」は、SSW が業務を行う際の基準や SSW のあるべき姿を示したものです。

SSW が、「スタンダード」の活用を通じて、効果的に仕事をするために必要な価値、知識、技術、感受性に関する意識を高めることを目的としています。

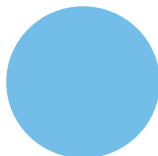


「スタンダード」活用方法

- 「スタンダード」を読み、SSWとしてどう行動すべきかを考える。
- 「スタンダード」の内容をSSW活用事業の担当者と一緒に確認し、共通理解を図る。
- 「スタンダード」を定期的に確認し、自分の実践をふり返る。
- 1年の目標を「スタンダードに基づく実践評価票」に記入する。
- ふり返った結果を「スタンダードに基づく実践評価票」に記入する。
- 改善・成長が必要な項目について、そのための方法を同僚や事業担当者などと話し合う。

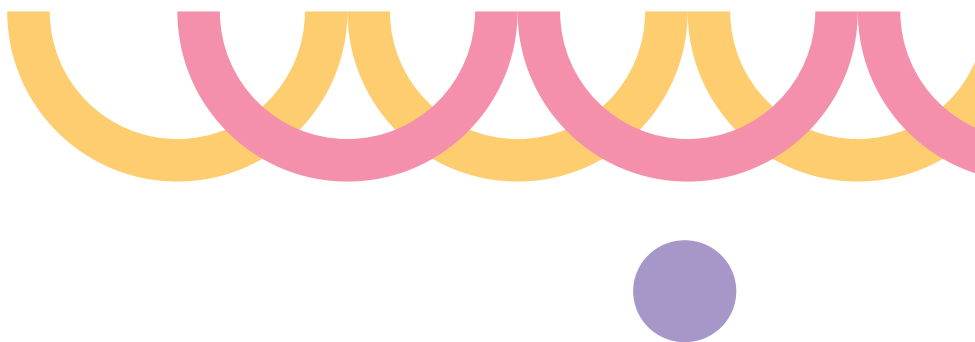
「スタンダード」を活用することで期待される効果

- SSWが目指すべき目標が明確になる。
- SSWの専門性に対する自らの認識が高まる。
- SSWの役割を他者に説明しやすくなる。
- SSW自身の実践上の問題をとらえやすくなる。
- SSWに迷いや葛藤が生じたときに立ち戻るべき拠り所ができる。
- 教育委員会や学校管理職、教員は、SSWが一定の質を保った支援を行うことを期待できる。
- 教育委員会や学校管理職、教員は、SSWが果たす役割についての理解が深まる。
- 教育委員会や学校管理職、教員は、効果的にSSWを活用できるようになる。



「スタンダード」活用の留意点

- 「スタンダード」に書いてある内容は、SSW の実践すべてを表したものではありません。したがって、「スタンダード」に書かれていることだけをやっていけばよいというものではありません。反対に、SSW は、児童生徒や学校の状況に即した働きをするため、「スタンダード」に書かれている事柄すべてを行うとは限りません。「スタンダード」に書かれている事柄のみにとらわれて、短絡的に SSW の評価を行ったり、活用事業のあり方を非難したりすることに「スタンダード」を用いることは避けてください。
- 「スタンダード」を SSW と指導主事、学校教職員等との話し合いに活用し、実践や活用事業の課題が明らかとなった際には、各々の立場から、課題解決へ向けた具体的な取り組みへとつなげていってください（例：研修会の開催・参加、環境整備など）。



「スタンダード」改訂のポイント

この度の改訂では、ソーシャルワーク国際定義*の改訂およびそれに伴うソーシャルワーカーの倫理綱領の改訂と、生徒指導提要の改訂を「スタンダード」（第2版）に反映させることを特に意識しました。（* 現名称：ソーシャルワーク専門職のグローバル定義）

1 ソーシャルワーカーとしての責務

SSW はソーシャルワーク専門職としての倫理と価値に基づいて業務を行うのだということを最重要事項・実践の前提条件として示すため、「スタンダード」では、最初に【倫理と価値】を提示しています。また、その下位項目の1つ目には、SSW がソーシャルワークの「核となる価値」を実践の場で示していくこと、つまりそれらを行動として体現していくことを述べています。

これまでソーシャルワーカーの倫理綱領の中で「原則」として示されていた「人間の尊厳、社会正義、貢献、誠実、専門的力量」は、2020年の改訂で、「原理」というタイトルの下、「人間の尊厳、人権、社会正義、集団的責任、多様性の尊重、全人的存在」に置き換えられました。それは、ソーシャルワーク国際定義の改訂に伴い、ソーシャルワーカーが「社会正義、人権、集団的責任、多様性尊重および全人的存在の原理に則り、人々がつながりを実感できる社会への変革と社会的包摂の実現をめざす専門職である」と示され、



また、「多様な人々や組織と協働する」ことが言明されたことによる変更です（ソーシャルワーカーの倫理綱領前文参照）。

ソーシャルワーク専門職のグローバル定義に付随する文章の中で、「ソーシャルワーカーの中核となる任務には、社会変革・社会開発・社会的結束の促進、および人々のエンパワメントと解放がある」と書かれています。それゆえ、「スタンダード」（第2版）では、Standard 1 の下位項目2つ目に「変革」と「開発」への言及を加え、Standard 2【権利擁護】を【権利擁護とエンパワメント】とし、下位項目を再構成しました。

SSW は社会変革を起こす専門職です。人々のエンパワメントと、抑圧からの解放を支えます。その任務を果たすためには、人々を周縁化し、排除し、抑圧を与えている既存の社会構造に迎合するのではなく、挑戦していく意識と力が求められます。

「原理」のひとつである「多様性の尊重」は、初版同様 Standard 3 で扱います。初版では「文化の多様性」に限定して多様性の尊重および多様性に対応する力（カルチュラル・コンペテンス）を述べましたが、第2版では文化に限定することなく多様性を取り上げました。米国ソーシャルワーク教育協会が定めるダイバーシティの定義を参照して多様性の例を挙げました。

また、Standard 3【多様性の尊重】は、第2版では、【多様性の尊重と社会的包摂】に改めました。そして、下位項目の最初に、「SSW は、多様性の理解と社会的包摂が、人々の間に寛容性と相互受容を生み、全ての児童生徒にとって安全な学校および地域社会が実現することを理解しています」という文章を加えました。

また、限定的ではありますが、「集団的責任」と「社会的結束」に関連する内容も挿入しました。具体的には、Standard 4【専門性の発揮】の⑦で、「尊重と互恵に基づく、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築」について言及



し、Standard 7【連携】の下位項目の冒頭では、連携に基づく実践が「関係者間の結びつきや一体感(社会的結束)を促進させる」こと、そして、それは「児童生徒が守られ育まれる包摂的な環境を作るために不可欠である」ことを述べました。

以上のように、ソーシャルワーク専門職として押さえておくべき基本事項を、グローバル定義および倫理綱領を参照しながら追記・書き換えしました。



2「チームとしての学校」を構成する一員としての役割

一方で、SSW には、「チームとしての学校」を構成する一員として、他の学校教職員や地域の人々と連携・協働することが求められています。特に SSW には、生徒指導部の一員として役割を果たすことも期待されています。生徒指導部は、学校の生徒指導を組織的、体系的な取組として進める中核となる組織です(生徒指導提要参照)。

「チームとしての学校」という考えは、2015 年2月に中央教育審議会によって出された答申、「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」の中で示されました。2022 年版の生徒指導提要の第3章は「チーム学校による支援と指導体制」がテーマで、生徒指導と教育相談が一体となったチーム支援を展開する上で、SSW が果たすべき役割について多く言及されています。

「チームとしての学校」の一員として機能するためには、学校についてのより深い知識や理解が必要です。したがって、初版の Standard 10【資格・資質】で扱っていた内容を再構成し、第2版では、Standard 10 を【学校理解】としました。

3 重層的支援構造の中での役割

生徒指導提要の中で、「2軸3類4層構造の生徒指導体制」が示されました。その中でも特に注目したいのは、「生徒指導の3類」です。これは、①全ての児童の発達を支える「発達支持的生徒指導」、②全ての児童を対象とした課題の未然防止教育と、課題の前兆行動がみられる一部の児童生徒を対象とした課題の早期発見と対応を行う、「課題予防的生徒指導」、そして、③深刻な課題を抱えている特定の児童生徒への指導・援助を行う「困難課題対応的生徒指導」の3つで構成されています。

これまでSSWは、その勤務体制や人数の少なさから、「困難課題対応」にのみ関与し、予防的なかわりや全児童生徒を視野に入れた「発達支持的取り組み」には携わらない傾向がありました。しかし、「ここまで問題がこじれてしまう前に、SSWに相談をしてほしかった」という事案が数多あったことも事実です。これからは、早期介入はもとより、安全・安心な学校風土の醸成にも携わっていく必要があります。また、ミクロレベル（個人対応）だけでなく、メゾレベル（校内支援体制の構築）やマクロレベル（制度・社会の変革）にも目を向け、取り組んでいくことが求められます。

それゆえ、Standard 2【権利擁護とエンパワメント】とStandard 4【専門性の発揮】の下位項目に、それぞれ「予防的・発達支持的な取り組み」を行うことと、「学校内組織や学校風土の改善」に携わることを書き加えました。児童生徒の権利を護り、児童生徒を勇気づけ、意見表明と自己決定を支えるかたちで「チームとしての学校」が機能するように、校内支援体制の構築や、誰にとっても安全・安心を感じられる学校風土の醸成に助力できることが、SSWには求められていると考えます。



本冊子における「実践」と「支援」の語の使い分け

本冊子では、

- SSW が、児童生徒やその家族を主たる対象として行う援助活動を「支援」と記します。
- ミクロ（個人・家族）・メゾ（集団・組織）・マクロ（地域・社会）いずれのレベルに対する働きかけであれば、SSW が行う活動全般を、SSW の「実践」と記します。
- 「実践」と表記している際は、メゾ・マクロレベルでの活動を意識して記述していると理解して下さい。

注）本冊子には、「児童生徒」「児童」「子ども」「こども」の4つの語が出てきます。「スタンダード」本文では「児童生徒」を用いています。それは、学校関係者にとって、児童は小学生を、生徒は中学・高校生を指すことが慣例で、SSW は教育委員会・学校に所属する専門スタッフなので、その慣習を踏襲しました。しかし、児童福祉法で「児童」は0歳から18歳未満の者を指します。また、児童福祉領域のソーシャルワーカーや研究者は0歳から18歳未満の者を「子ども」と記すことが多いです。2023年にできた「こども家庭庁」「こども基本法」は、「こども」を用いています。



「スタンダード」の改訂プロセスで 検討した事柄

初版「スタンダード」は、多くの SSW の皆さんからご意見をいただき、4 年の年月を費やして作成しました。その後、この度の改訂に至るまでの 7 年間、開発と普及にご協力くださった SSW 関東学習会の皆さん、全国さまざまな自治体や社会福祉士会等の職能団体に属する SSW さんを中心とした多くの方々に、「スタンダード」を使ってもらい、ご意見をいただいてきました。2022 年度末から 2023 年度前半には、具体的にどこを修正、何を追加するべきかの検討にも、全国の SSW、SSW のスーパーバイザーや研究者、担当指導主事の方などにご参加いただきました。

- いただいたご意見の中で最重要視したのは、「内容をアップデートすること」でした。頻繁に改訂されるさまざまな法律や制度の具体的内容を全て「スタンダード」に反映させることは不可能です。優先すべき重要事項は何かを検討した結果、ソーシャルワーク国際定義の改訂とそれに伴う倫理綱領の改訂、そして生徒指導提要の改訂を「スタンダード」改訂の中心にすえることとしました。
- 「エンパワメント」「アドボカシー」について、その用語の使用も含めて、第 2 版ではもっと強調するべきではないかとの意見がありました。Standard 2【権利擁護】のタイトルを【権利擁護とエンパワメント】に変更することは先に述べましたが、それ以外にも Standard 6【計画と実施】の下位項目でそれらの語を用いて SSW の役割を述べます。



- SSW は、単独で仕事をするのではなく、学校教職員や地域の関係機関や団体、一般の方々と協力して支援に取り組みます。しかし「スタンダード」では、全ての主語が「SSW は」となっているため、「SSW だけが単独でそこに書かれている事柄を行うと勘違いされるのではないか」「“ 協働する ”ことを強調するために、“SSW は”ではなく、“私たちは”にしてはどうか」という意見もありました。しかし、第 2 版でも引き続き主語を「SSW は」としました。

その理由は 2 つです。まず、SSW がチームで関係者と協働して業務に取り組むことはあまりにも当然のところです。そして、「スタンダード」が目指すものは SSW の専門性の向上だからです。

誰もが皆ここに書かれていることをするというのであれば、“SSW が”何かをする必要性がばやけてしまいます。SSW が専門職である必要性も見いだしにくくなるでしょう。また、「スタンダード」で教員やカウンセラーや医者やその他関係職種の方々のあらゆる役割について取り上げることはできません。

- 少数ですが、「学際的リーダーシップ (interdisciplinary leadership)」の語を入れてほしいという意見もありました。初版「スタンダード」を作成する際に参照した米国のスタンダード (2012 年版) には、「多職種の関わる学際的リーダーシップと連携」という項目がありました。そこには、「SSW は、肯定的な校風、学校環境づくりのためのリーダーシップを発揮し、利用しやすく、効果が期待される支援の提供のため、必要に応じて学校管理職、その他の職員、保護者、地域の専門家との連携を進める」と書かれています。





これはソーシャルワーカーとしてとても重要な役割ですが、初版「スタンダード」作成の際にも用語の使用は見送られました。それは、日本で一般に用いられている「リーダーシップ」の定義がとても狭く、「前に立ってけん引していくこと」と誤解される危険性があったからです。生徒指導提要等で書かれている「校長のリーダーシップ」とはまさに「けん引役」としてのリーダーシップです。

しかし、リーダーシップの形は一樣ではなく、「分散型リーダーシップ」や「参加型リーダーシップ」という言葉もあります。個人の特徴や組織での立場、状況によって様々なリーダーシップの形があります。重要なことは「目的達成のために各々が自らが行うべきことを省察し、周囲の人々に働きかけつつ、自ら率先して動く」ことです。したがって、今回の改訂でも Standard 4【専門性の発揮】の②にその記述を残しました。

- 『『スタンダード』はマニュアルではないので、チェックリストのように項目を増やすのも違う。しかし、初見では理解しづらい、特に SSW 初任者、資格を持たない SSW には難しい』という意見は、学習会のたびに出ていました。「事例を示してほしい」という意見もありました。しかし、特定の事例を示すことで、各自に考えてもらいたい事柄が矮小化してしまう危険性も予測されました。また、「あまり分厚いと使い勝手が悪くなる、現在のようなコンパクトなものが良い」との意見も多数ありました。

したがって、初版「スタンダード」の時に解説書『スクールソーシャルワーク実践スタンダード ―実践の質を保证するためのガイドライン―』(明石書店 2020) を作成したように、第 2 版にあわせた「活用マニュアル」を別途作成することにしました。「活用マニュアル」には、各項目の解説に加え、初任、中堅、ベテランの SSW それぞれに「スタンダード」の項目から検討してもらいたい事柄の例を示す予定です。

「スタンダード」とともに 参照してほしい資料



常に手元に置いておき、参照できるようにしておいてほしいもの。

ソーシャルワーカーの倫理綱領

（日本社会福祉士会倫理綱領、日本精神保健福祉士協会倫理綱領）

児童の権利に関する条約

児童福祉法

こども基本法

生徒指導提要（2022）

必要に応じて参照できるように、手元に置いておいてほしいもの。

- 児童虐待の防止等に関する法律
- いじめ防止対策推進法 ／（自治体）いじめ防止基本方針
- 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策（COCOLO プラン）
- 子どもの貧困対策の推進に関する法律
- 子供の貧困対策に関する大綱 （およびその進捗報告）
- 自殺対策基本法 ／ 自殺総合対策大綱
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 発達障害者支援法
- 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

* その他、児童生徒・学校の状況等に応じて必要な資料等を参照してください。

スクールソーシャルワーク 実践スタンダード（第2版）

Standard 1 倫理と価値

Standard 2 権利擁護とエンパワメント

Standard 3 多様性の尊重と社会的包摂

Standard 4 専門性の発揮

Standard 5 アセスメント

Standard 6 計画と実施

Standard 7 連携





Standard 8 コンサルテーション

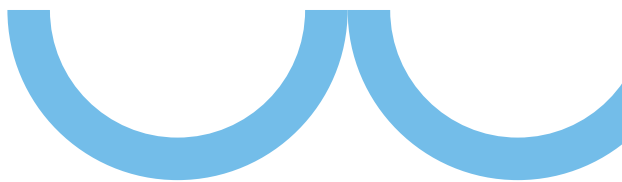
Standard 9 意思決定と実践評価

Standard 10 学校理解

Standard 11 専門性の向上

Standard 12 記録

Standard 13 仕事量の管理



Standard 1 倫理と価値

SSW は、ソーシャルワーク専門職として、その倫理と価値に基づいて業務を行います。また、日本社会福祉士会倫理綱領および日本精神保健福祉士協会倫理綱領を倫理的な決定を行うためのガイドラインとして用います。

- ① SSW は、ソーシャルワークの核となる価値（人間の尊厳、人権、社会正義、集団の責任、多様性の尊重、全人的存在）を実践の場で示していきます。
- ② SSW は、国連児童の権利に関する条約に即して、児童生徒の権利を擁護します。また、そのために連帯し、必要な組織や制度の変革、社会資源の開発を行います。
- ③ SSW は、日本社会福祉士会倫理綱領および日本精神保健福祉士協会倫理綱領に示された専門職としての倫理的責任を遵守します。
- ④ SSW は、プライバシーや秘密保持に関する法令（個人情報保護に関する法律、自治体の個人情報保護に関する条例など）を遵守します。未成年者や保護者に関する記録は、法律上および倫理上の許容された範囲内で取得、使用します。
- ⑤ SSW は、児童生徒やその家族、その他関連する人々に、秘密の保持と共有の範囲について説明します。
- ⑥ SSW は、教育委員会と学校管理職（校長等）に、ソーシャルワーク専門職の業務とその倫理的責任について説明し、児童生徒の権利擁護のための協働を追求します。
- ⑦ SSW は、相反する事態により倫理的問題が生じた場合は、倫理綱領を解決のための判断材料として用います。

Standard 2 権利擁護とエンパワメント

SSW は、いかなる児童生徒も差別することなく、その学び成長する権利の実現のために活動します。児童生徒の意見表明を支持し(アドボカシーを行い)、エンパワメントを促進します。

- アドボカシー：広くは権利擁護を指すが、特に意見表明を助けたり代弁することを意味する。
- エンパワメント：自らが内に持つ力に気づき、それを発揮できるようになること。

- ① SSW は、児童生徒の学び成長する権利が脅かされたとき、または脅かされる恐れのある事態が生じたとき、児童生徒とその家族の権利を擁護します。
- ② SSW は、児童生徒が自らの力に気づき、意見表明や、自己決定できるように支援します。
- ③ SSW は、権利侵害が生じない学校風土が醸成されるように、教職員らとともに、予防的・発達支持的な取り組みを行います。
- ④ SSW は、児童生徒やその家族が、地域にある社会資源を主体的かつ効果的に活用できるように支援します。
- ⑤ SSW は、児童生徒の、家庭・学校・地域での生活の質が向上するように、その環境を改善します。
- ⑥ SSW は、学校や地域で把握しきれていない、児童生徒が学び成長する上でのニーズを特定し、それらが満たされるように支援します。
- ⑦ SSW は、児童生徒とその家族の権利を擁護するために、当事者や地域住民、その他関係者等とともに、社会資源の開発や制度・政策の改善等に向けた働きかけ（ソーシャルアクション）を行います。

Standard 3 多様性の尊重と社会的包摂

SSW は、個人、家族、集団、地域社会に存在する多様性を認識・尊重し、児童生徒やその家族が、自らの文化や特性について理解され、適切に対応してもらえる環境の下で支援を受けられることを保証します。

- 多様性に含まれるものの例:年齢、性別、障害、階級、出身地、肌の色、文化、言語、性的指向、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティとジェンダー表現、妊娠、滞在資格の有無、政治的イデオロギー、宗教、人種・民族、国籍

- ① SSW は、多様性の理解と社会的包摂が、人々の間に寛容性と相互受容を生み、全ての児童生徒にとって安全な学校および地域社会が実現することを理解しています。
- ② SSW は、児童生徒の持つ文化の多様性に対応する力（カルチュラル・コンペテンス）の習得に努めています。
- ③ SSW は、個人や集団における差異に配慮して支援を行います。
- ④ SSW は、児童生徒の文化や特性に合った資源についての知識や理解を深めるため、不断に努力します。
- ⑤ SSW は、学校や地域が、個人や家族、集団や地域社会に存在する多様性を尊重し、全ての人を大切にする、望ましい環境となるように活動します。

Standard 4 専門性の発揮

SSW は、全児童生徒の最善の利益を追求するために、積極的にソーシャルワークの専門性を発揮し、活動します。

- ① SSW は、率先して SSW の役割についての理解を広めつつ、ソーシャルワーク実践 * の展開を促進します。
- ② SSW は、実践過程において、目標達成のために自らが行うべきことを省察し、周囲の人々に働きかけつつ、自ら率先して動きます。
- ③ SSW は、支援 * の効果を目に見える形で出していきます。
- ④ SSW は、問題意識をもって地域に目を向け、地域で起こっていることに気づくようにします。
- ⑤ SSW は、児童生徒を取り巻く環境を改善するための働きかけを行います。個人への働きかけにとどまらず、学校内組織や学校風土の改善、社会資源の開発にも携わります。
- ⑥ SSW は、関係する人々と信頼関係を構築し、チームで仕事を行います。関係構築およびチームアプローチは SSW の専門的スキルの一部であり、実践の全過程を導く基盤となります。
- ⑦ SSW は、学校教職員や保護者等に対して研修活動を行い、児童生徒を取り巻く環境や福祉課題についての理解増進に努めます。それが、尊重と互恵に基づく、誰もが安心して暮らせる地域社会の構築につながると確信しています。

* 「実践」と「支援」の語の使い分けについては、P.13 を参照してください。

Standard 5 アセスメント

SSW は、児童生徒の社会的・情緒的・行動面の成長および学校生活の質の向上を目指します。そのために、個人や家族、学級や学校などのシステムや組織、また、地域のアセスメント（見立て）を行います。

- ① SSW は、児童生徒やその家族、学校教職員のニーズ、特徴、相互関係や、地域の特性などに関する情報を収集し、それらを分析し、必要な支援を見極めることに役立てます。
- ② SSW は、児童生徒やその家族、学校・地域の関係者など、当事者および当事者にかかわる様々な立場の人から情報を収集します。
- ③ SSW は、個別の聞き取りや観察、会議への参加など、様々な方法で情報を収集します。
- ④ SSW は、エコロジカルな視点から児童生徒を取り巻く環境を総合的に把握し、ストレングス視点で児童生徒やその家族、学級や学校、地域の強みを見出し、また、それを活かしたアセスメントを行います。
- ⑤ SSW は、信頼性のある、客観的なデータを用いることにより、実効性のあるアセスメントを行います。
- ⑥ SSW は、エコマップの作成やアセスメントシートの利用等により、情報を視覚化、体系化し、関係者と共有します。
- ⑦ SSW は、児童生徒やその家族、学校、また必要に応じて地域の関係者との協働により、アセスメントを行います。

Standard 6 計画と実施

SSW は、アセスメントに基づき、また、実証された効果的な実践 * 方法を理解して、実践計画を立て、それを実施します。

- ① SSW は、児童生徒の支援 * を行う際、包括的アセスメントに基づき、目標と達成課題、評価方法と結果の判定基準を含む支援計画を立てます。このプロセスは、学校関係者等とともにチームで行われます。
- ② SSW は、支援の目標が、児童生徒の権利を護り、成長・発達を促し、エンパワメントにつながるものであることを確認します。
- ③ SSW は、できる限り児童生徒本人やその家族が計画段階から参画し、自らのニーズや意見、希望を支援計画に反映できるように勇気づけます（アドボカシーを行います）。
- ④ SSW は、支援の理由と方法を明らかにし、児童生徒本人やその関係者と共通理解を形成した上で支援を実施します。
- ⑤ SSW は、実践の方法に関する最新の情報を収集し、それらを活用します。
- ⑥ SSW は、効果的な実践を行うために、児童生徒個人、その友人や仲間集団、家族、学級、学校、地域の社会資源などの持つストレングス（強み）を活用します。
- ⑦ SSW は、目標達成のために、児童生徒個人、その友人や仲間集団、家族、学級、学校、地域など様々なレベルに働きかけます。

* 「実践」と「支援」の語の使い分けについては、P.13 を参照してください。

Standard 7 連携

SSW は、実践目標を達成するために、保護者や学校教職員および地域の関係者と連携します。連携とは、課題への理解と目標を共有し、協働して取り組むことを言います。

- ① SSW は、連携に基づく実践が、関係者間の結びつきや一体感（社会的結束）を促進すること、そしてそれが、児童生徒が守られ育まれる包摂的な環境を作るために不可欠であることを理解しています。
- ② SSW は、円滑な連携を行うために、日ごろから保護者や学校教職員、地域の関係者と良好なコミュニケーションを図り、信頼関係を形成します。
- ③ SSW は、関係者の専門性や機能を理解したうえで、役割分担を明確にし、支援を展開します。
- ④ SSW は、関係者と情報共有（報告、連絡、相談を含む）を随時行い、連携を深めます。
- ⑤ SSW は、支援の進捗状況や、実践目標の達成状況を、関係者と適宜確認し合います。
- ⑥ SSW は、地域の関係者との連携を通じて、児童生徒とその家族への支援のためのネットワークを形成します。
- ⑦ SSW は、連携するにあたり、必要な範囲で情報共有を行い、守秘義務を守り、個人情報の扱いに注意します。

Standard 8 コンサルテーション

SSW は、児童生徒への支援を行う際、適宜、学校教職員等とコンサルテーション（情報交換や情報提供、助言等）を行います。

- ① SSW は、福祉の専門家として、教育の専門家である教員やその他児童生徒の支援に関連する専門家とコンサルテーションを行い、児童生徒の支援に役立てます。
- ② SSW は、コンサルテーションを行う際に、互いの専門用語に配慮しつつ、その多用を避け、共通理解に努めます。
- ③ SSW は、コンサルテーションの相手がどのようなニーズや課題を抱えているかを把握し、そのニーズの充足や課題解決に向けて助言を行います。例えば、教員が自信や知識、客観性をもって児童生徒にかかわれるように、心理的なサポートや情報提供を行います。
- ④ SSW は、コンサルテーションの相手が抱える課題を解決するために、その相手が同僚や上司等から協力や助力を得られるようにサポートします。そのことにより、チーム支援体制構築を促進します。
- ⑤ SSW は、特定の児童生徒に対する支援が、他の児童生徒への利益ともなり、また、学級や学校の運営改善につながるように、コンサルテーションを行います。そのことによって、学校としての支援力が向上し、全ての児童生徒の学校生活が豊かなものになることを目指します。

Standard 9 意思決定と実践評価

SSW は、倫理上適切で、根拠のある実践 * を行うために、データを用いた意思決定と実践評価を行います。(*「実践」であり「支援」に限定していません。)

- データ：事実にに関する情報の断片。物事の推論の基礎となる事実。参考となる資料・情報。
- 意思決定：スクールソーシャルワーク実践の過程において、その時々状況を見極め、SSW が次にとるべき行動について決定（判断）を下すこと。
- 実践評価：スクールソーシャルワーク実践によってクライアントの状況がどう変化したかなどを確認する行為のこと。どのように実践を行ったか（プロセス評価）と、実践の結果どうなったか（結果の評価）の両方を指す。

- ① SSW は、「現在この児童はこのような状況にある（データ）から、このような支援を提供します（意思決定）」といった場合に、その時々に行った行為の根拠を説明することができます。
- ② SSW は、根拠のある意思決定のため、客観的なデータの収集に努めます。
- ③ SSW は、多方面からの情報をもとに意思決定を行います。
- ④ SSW は、データを用いて実践評価を行います。
- ⑤ SSW は、実践評価を行う際、実践の結果だけでなく過程も確認します。

Standard 10 学校理解

SSW は、「チームとしての学校」の構成員として、学校教職員等と協働して児童生徒の支援を行えるよう、学校教育についての基礎的な知識と理解を有しています。

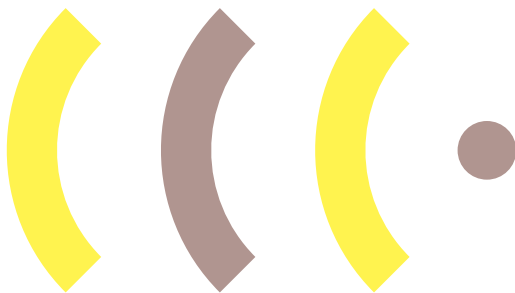
- ① SSW は、学校教育の原理や内容、教育組織、教育に関する法律や制度について、基礎的な知識と理解を有しています。
- ② SSW は、教師の視点や学校文化を理解しています。そして、学校教職員や教育委員会と協働する際に、その力を発揮します。
- ③ SSW は、担当する学校の校風、校務分掌や教育相談体制等を理解し、ストレングス視点をもって学校をアセスメントし、学校で生じている事柄の状況理解を深めます。
- ④ SSW は、校内支援会議（例：特別支援部会・教育相談委員会）への参加を通じて、当該学校や教職員への理解を深めます。
- ⑤ SSW は、学校で危機介入が必要な事態が生じた際に、SSW としての専門性を発揮して適切に活動できるよう、担当する学校での方針や対応の流れなどを理解しています。
- ⑥ SSW は、自治体の教育目標や教育計画と、子ども家庭福祉施策との接点を見だし、教育、福祉それぞれの専門職が、相互理解の上で児童生徒の社会生活を支えられるように仲介します。



Standard 11 専門性の向上

SSW は、児童生徒やその家族に対し、最善の実践（ベスト・プラクティス）を行うため、継続的に専門性（価値、知識、技術）の向上に努めます。

- ① SSW は、自治体や職能団体が提供する研修等を活用し、専門性の向上に努めます。
- ② SSW は、専門職としての熟練と能力の向上のため、主体的、継続的にスーパービジョンを受けます。
- ③ 社会福祉士や精神保健福祉士の資格を持っていない SSW は、自らソーシャルワークの教育や研修を受ける機会を積極的に求め、活用し、SSW としての資質向上に努めます。
- ④ SSW は、制度・政策や実践に関する最新の情報を入手し、それらを実践で活用します。
- ⑤ SSW は、同職としての経験の多寡にかかわらず、自らの実践について目標を立て、研鑽を積みます。
- ⑥ SSW は、勤務する教育委員会等にスクールソーシャルワーク実習生が配属された場合は、実習生を教育・指導することにより、専門家の養成にも貢献します。



Standard 12 記録

SSW は、実践の過程を、適時に、かつ正確に記録に残し、それらを管理、活用します。

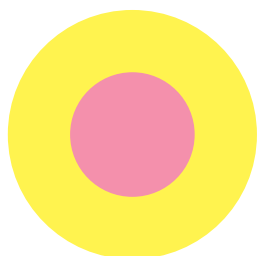
- ① SSW は、記録作成の意義や目的を認識し、実践過程における個別の目的に応じたフォーマットで記録を作成します。
- ② SSW は、必要かつ説明責任を果たすに足る記録を作成します。
- ③ SSW は、自分がどのような支援を行ったか、またその方法を選択するに至った判断基準が何だったかを明らかにし、記録に残します。
- ④ SSW は、情報を共有する第三者が理解できるような記録を作成します。
- ⑤ SSW は、記録の保管に際し、情報の流出を防ぐための最善の措置を講じます。

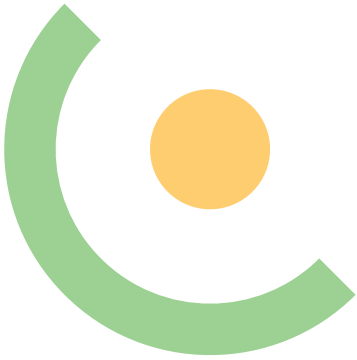


Standard 13 仕事量の管理

SSW は、効率的かつ効果的に仕事を進められるように、自治体担当者とともに、各自の仕事量を調整します。

- ① SSW は、効果的な支援を行うために、意識的に仕事量の管理を行うことの重要性を理解しています。
- ② SSW は、自治体担当者とともに、適切な支援を行うことができる仕事量を維持するためのシステムを確立します。
- ③ SSW は、効果的な支援を行うために、記録作成や同僚との協議など、直接支援活動以外の仕事時間も確保します。
- ④ SSW は、仕事内容に優先順位をつけて取り組みます。その優先順位は、クライアントのニーズ、SSW の専門技術、プログラムの必要性、活用可能な資源の有無等を検討し設定します。
- ⑤ SSW は、円滑なコミュニケーションや、適時の情報取得と情報の組織化により、効率的・効果的に自分の役割を遂行するため、適宜必要な機器（コンピューター、携帯電話など）を使用します。





「スタンダード」に基づく評価票

「スタンダード」の各項目を確認しながら自らの実践をふり返るツールとして、評価票を作成しました。ダウンロードしてお使いください。

項目一覧と、総括の2種類があります。項目一覧は、年に6回記入ができるようにしています。「スタンダード」の本文を読みながら、該当する項目に関してどの程度実践ができているかを、自己評価します。総括は、自己評価をふまえ、これから自分が取り組むべき事柄についてなどを記入します。



https://kwanseio365-my.sharepoint.com/:x/g/personal/dzh72276_nuc_kwansei_ac_jp/ESrwvesrgYpDqutN1USDdlABu1DAofHIa5M6rzSeffLiow

おわりに

SSW は、いじめ、貧困、虐待、自殺など、様々な困難に直面している子どもたちやその家族、学校関係者に寄り添い、ソーシャルワーク専門職として、また「学校職員」として、「福祉に関する支援に従事」する役割を担っています。

中学校区に1人SSWを配置するという目標を掲げ、文部科学省も、各自治体もSSWの雇用を増やしてきました。そのおかげで、SSWの数は増え、SSWへの期待は高まってきているようです。しかし、実際SSWは、どの程度その役割期待に応えることができているのでしょうか。人による、自治体による・・・のが現状でしょうか。

初版「スタンダード」に書かれていた内容で、必要がなくなったものはありません。改訂版作成に当たっては、初版を基に書き換えや書き足しを行ったので、いくつかの例外を除くと、ほとんどの項目で少しずつ文章が長くなったり、下位項目が増えたりしました。

改訂版作成時にご協力くださった方々の思いがあふれ、長文になったものを短くしたり、項目数を最小限にとどめることに苦心しました。それだけSSWが気になければならないことは多く、SSWの仕事は大変なのだと思います。

専門職としての責務を果たし、役割期待に応えられるかどうかは、「人による」「自治体による」のではなく、SSWであれば、皆が一定の質を保った仕事をできるように、互いに高めあっていければと願っています。

筆者が、初版「スタンダード」およびその解説本の「おわりに」に書いた内容(特に、初版「おわりに」の3段落目、解説本「おわりに」の2段落目)については、筆者は今もその当時と変わらない思いを持っています。それゆえ、この度、「スタンダード」第2版を発行するにあたり、これらの文章を再掲・転載します。

まず、初版(試用版)「スタンダード」の冊子の「おわりに」を再掲します。



「スクールソーシャルワーク実践スタンダード」作成に向けた取り組みは、2013 年に始まりました。2013 年から 2014 年にかけては、「スタンダード」に関連する米国の資料を翻訳し、小冊子を作成しました。また、米国の SSW の職能団体である School Social Work Association of America の年次大会に参加し、アンケート調査やグループインタビューを行って、米国の SSW にとって「スタンダード」がどのような意味を持っているのかを調べました。その上で 2014 年秋から 2016 年秋までの 2 年間に計 13 回、「スタンダード」に関する学習会を行い、延べ 300 人以上の参加者を得ました。2015 年以降の学習会は、SSW 関東学習会の活動として行われました。2016 年には、愛知県社会福祉士会の皆様のご協力により、名古屋で上記学習会のダイジェスト版学習会を 4 回行いました。そして、学習会で得た参加者からのご意見を参考に、何度も検討を加えて出来上がったのがこの「スタンダード」です。

アメリカでは、NASW (National Association of Social Workers: 全米ソーシャルワーカー協会) というソーシャルワーカーの職能団体が、「スタンダード」(Standards for School Social Work Services) を発行しています。これはいわば「SSW のあり方」を示したもので、定期的に改定されています。アメリカでは多くの場合、大学院修士課程で SSW になるための訓練を受けますが、「スタンダード」に書かれている内容は大学院の授業や実習を通じて学び、SSW として仕事をする際にはすでに各自の中に「内在化」されているそうです。また、調査に参加した SSW らは、「スタンダード」を、「仕事の道筋を示し、自らの仕事を正当化するもの」「スタンダードがプロフェッショナリズムを支える」と捉えていました (2014



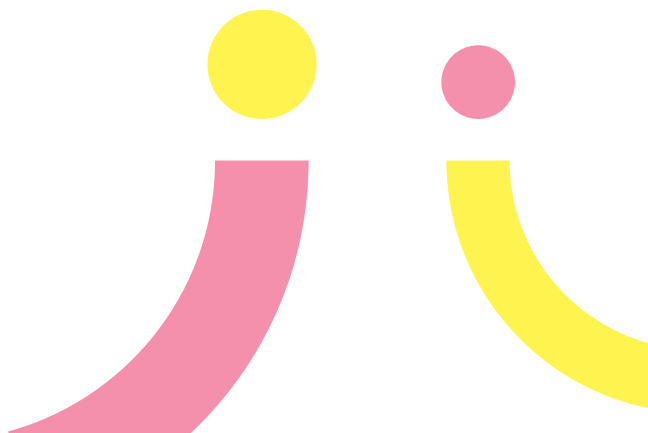
年 3 月に SSWAA のカンファレンスで行った調査の結果より)。

具体的な支援内容や支援方法は、支援を受ける個人、その家族や学校のニーズ、また、地域性や SSW の雇用形態などによっても異なります。しかし、どこで、どのような雇用形態のもとで、どのような内容の支援を行うにしても、全ての SSW が守るべき「規範」があります。また、SSW が専門職である以上、その専門性を高める努力をしなければなりません。各 SSW がそれらを理解し、「SSW のあり方」が共通認識されていることによって、SSW 実践の質が確保され、より個別性、地域性、文化的特性などに配慮した支援が可能になると考えられます。また、SSW の役割についての理解を広め、SSW と地域の人々や関係職種の人々が協働することによって、子どもとその家族への支援がより包括的で重層的なものとなると考えられます。

この「スタンダード」(試用版)が、日本のスクールソーシャルワーク実践の発展に寄与し、全ての子どもたちの幸福な生活実現への一助になることを願っています。

(2017 年 2 月)

次に、2020 年に出版した『スクールソーシャルワーク実践スタンダード - 実践の質を保証するためのガイドライン-』(明石書店)の「おわりに」を転載します。



米国での留学およびポストドク生活を終え、東京学芸大学に赴任して間もなく、筆者は米国のSSWとスクールソーシャルワーク領域の研究者を日本に招聘する機会がありました。彼女たちは筆者にお土産としてあるものをくれました。それは、布製の小さなポーチで、表面にSchool Social Workers Make Change. (SSWは変革を起こす。)と書かれていました。そのポーチは、SSWAA (全米スクールソーシャルワーク協会)* が作っているグッズの一つだそうです。USBメモリーを入れるのにちょうどよい大きさで、何年間も毎日カバンの中に入れて持ち歩いていました。今では筆者の中に、School Social Workers Make Change. の言葉が染みついています。

SSWは、変革を起こす専門職です。2014年に改訂され、現在日本でも採用されているソーシャルワークのグローバル定義(国際定義)にも、冒頭に、「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。」と書かれています。日本のSSWの皆さんもぜひ、School Social Workers Make Change. (SSWは変革を起こす。)を胸に、実践に励んでももらえればと思います。

ソーシャルワーカーとして社会に変革を起こすためには、高い専門性が求められます。『スクールソーシャルワーク実践スタンダード』は、SSWが「スタンダード」の活用を通じて、効果的に仕事をするために必要な価値、知識、技術、感受性に関する意識を高めることを目的とし、SSWの専門性向上を目指して作られました。

米国のSSWが「スタンダード」を養成段階で学び、現場に出るときには既にそれを自分の中に「内在化」させているように、日本のSSWも、「ス



タンダード」を活用して、「SSWは何を大切にするのか」「SSWはどう行動すべきか」を理解し、児童生徒とその家族の最善の利益を追求できるようになってもらえればと願っています。

(2020年3月)

* IASSW（イリノイスクールソーシャルワーカー協会）の誤り。

最後に、SSWと共にこの冊子を読んでくださっている自治体 SSW 活用事業担当者の方や、その部署の責任者の方に向けて、一言添えさせていただきます。皆様は、この冊子をご覧になり、SSW に求められる専門性の高さに驚かれたかもしれません。ご自身の身近におられる SSW さんが担っている業務内容や、SSW さんの活動によってもたらされた変化が、ここに書かれている内容とは違う、十分でないと感じられたかもしれません。SSW は、自己研鑽に励み、専門性の向上を図る必要があります。けれども、個々の SSW の頑張りだけでは、達成できないこともたくさんあります。その一つが、安定した雇用体制です。私たちスクールソーシャルワーク関係者は、SSW の常勤化、正規雇用化の必要性を強く感じています。常勤化、正規雇用化することで、SSW はもっと力を発揮することができるでしょう。今すぐには無理であっても、その可能性を探りつつ、SSW 活用事業の発展のために、共に歩んでもらえればと願っています。



謝辞

2013年に始めた「スタンダード」の研究も11年が経とうとしています。この間、特に2017年に初版（試用版）ができて以降は、2019年に筆者の所属が変わり、2020年からはコロナ禍に見舞われ、研究が停滞した時期もあります。必ずしも順風満帆に研究が進んできたわけではありません。けれども、こうして第2版の発行にこぎつけることができたのは、2013年当時から変わらず「スタンダード」の開発・活用・普及に協力してくださる方たちがいて、また、新たに「スタンダード」と出会い、その意義を理解し、活用してくださるSSWさんや、自治体のSSW活用事業担当者の方々がいらっしゃるおかげです。

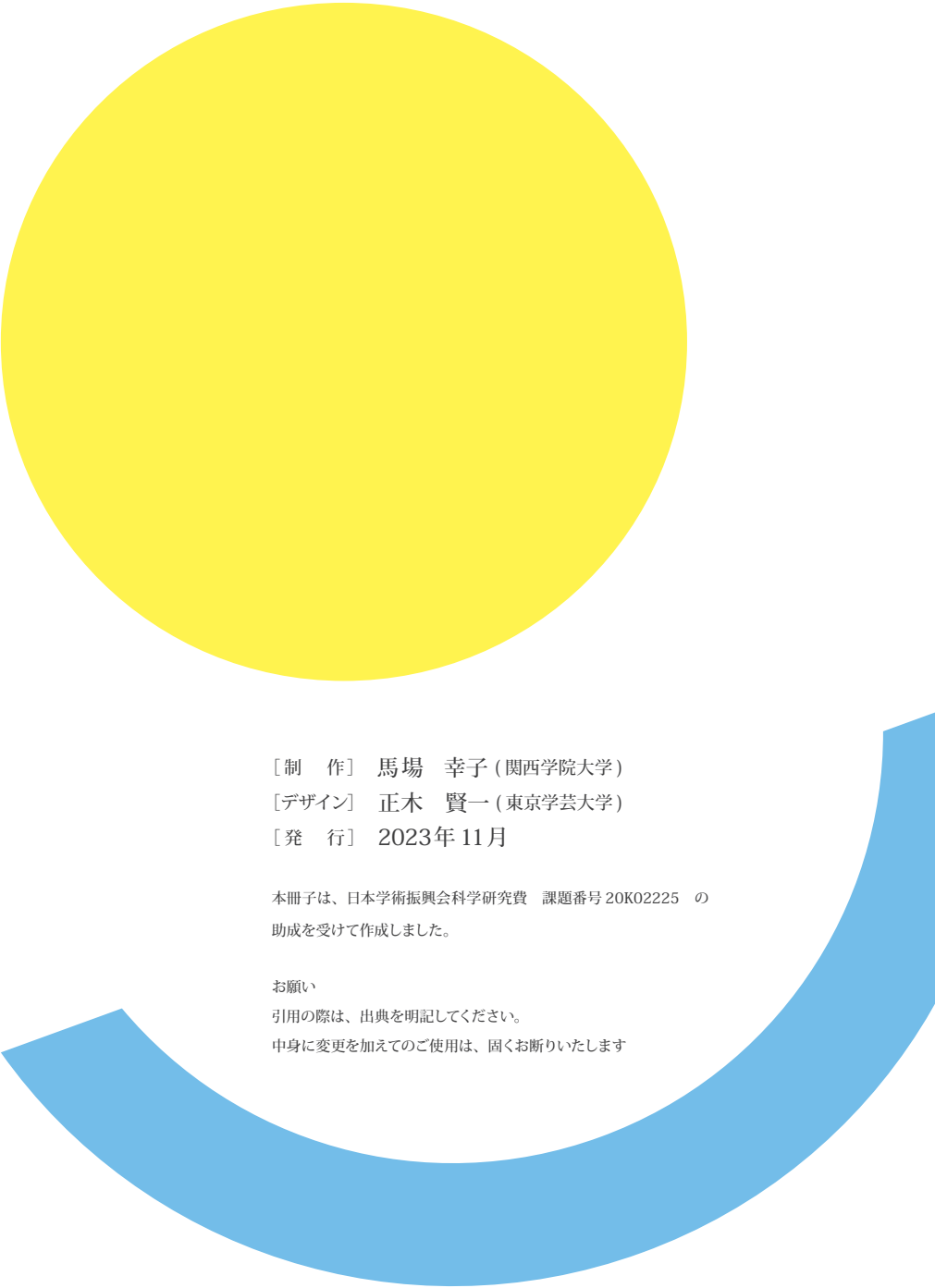
記録を残せておらず、正確な数は分かりませんが、これまでに筆者が研究の一環で行った学習会や、自治体にお招きいただいたり、SSW活用事業のスーパーバイザーとして行ったりした「スタンダード」関連の研修会への参加者は、延べ千人を優に超えたと思います。これまでご参加、ご協力くださった皆様にお礼申し上げます。

第2版の原稿作成、内容点検には、栗木美代子さん、渡邊香子さん、後藤久美さん、宮崎全代さん、丸山里奈さん、高石啓人さん、澁谷昌史さんにご協力いただきました。ありがとうございました。

そして、今回も、東京学芸大学の正木賢一先生に、デザインのご提供をいただきました。ありがとうございました。

2023年11月





〔制 作〕 馬場 幸子（関西学院大学）

〔デザイン〕 正木 賢一（東京学芸大学）

〔発 行〕 2023年 11月

本冊子は、日本学術振興会科学研究費 課題番号 20K02225 の
助成を受けて作成しました。

お願い

引用の際は、出典を明記してください。

中身に変更を加えてのご使用は、固くお断りいたします



School Social Work

より良いスクールソーシャルワーク実践を目指して